


質問	回答
「保険者にご確認ください」とカタログに書いてありますが、給付対象ですか。	「保険者にご確認ください」となっている商品は保険者ごとに判断が分かれています。多い商品ということです。必ず保険者への確認が必要です。
テクノエイド協会のTAISコードは、あります。この福祉用具は給付の対象ですか。 <div data-bbox="304 488 600 689" style="text-align: center;">  <p>注意</p> </div>	テクノエイド協会は公益財団法人です。介護保険福祉用具情報は、外部の有識者からなる検討委員会で対象用具の判断を厚生労働省告示並びに取り扱いに関する通知に基づき、メーカー等から提供された書面情報を基に、協会が判断しているものとなっています。製品の安全性や機能面を保証するものとはなっていません。国や県が判断したものではありません。また、給付に関しては、保険者ごとの判断が入ります。TAISコードがあれば、無条件に給付対象となるものではありません。実際にご利用される方がいる場合に、介護支援専門員を通じた相談があった場合に、給付対象とするかどうかを検討して回答します。 ※現在、座間市ではナーセントパットAについては、介護支援専門員からの個別相談により、判断をしています。
新商品が出ましたが、給付対象ですか。	実際にご利用される方がいる場合に、介護支援専門員を通じた相談があった場合に、給付対象とするかどうかを検討して回答します。
同じ製品で目的が違うので、2つ購入(貸与)が出来ますか。	利用者においても自己負担が増加するなど弊害もあるため、効果とコストを比較考慮し、介護支援専門員による適切なアセスメントに基づいて、やむを得ない場合に限り可能です。介護支援専門員を通じて、保険者にご相談ください。
最近購入したばかりですが、故障してしまいました。再購入が可能ですか。	何故、購入したばかりで故障したのか、原因により保険者が判断します。
複合的機能を有する福祉用具について、どのように取り扱われるのですか。	国より通知が出ています。 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。 (1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。(2)区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3)福祉用具の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
「フィッティング期間」及び「お試し」について給付対象となりますか。	座間市では、給付対象ではありません。
新規認定申請中や更新申請中及び変更申請中に必要だった福祉用具購入についての本申請の時に添付するケアプランはどうしたら良いですか。	本プランでなければ申請受付できません。
福祉用具の使用により事故が発生しました。どのように対応したらよいでしょうか。	保険者は、製品の安全性や機能面を保証することはできません。安全性の確保については、民法上の契約者間の責任となります。事業者は、福祉用具貸与、販売サービスの提供による事故が発生した場合には、市町村、当該利用者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、採った処置についての記録、損害賠償等を行うこととされています。
計算方法について教えてください。	他のサービスと同様の考え方であり、保険給付額を小数点以下切り捨てで処理し、残額が自己(本人)負担となります。具体的には、 購入額(税込) 9,018円 負担割合1割の場合 保険給付 9,018円×90%=8,116.2 小数点以下切り捨て 本人負担 9,018円-8,116円=902円